

沿岸広域振興局長告示第33号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和2年5月19日

沿岸広域振興局長 森 達也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岩泉平井賀普代線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡田野畑村大芦41番1地先から48番2地先まで	新	A 29.9~7.8 m	m 383.5
		B 18.4~11.9	387.1
	旧	A 29.9~7.8	383.5

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
- (2) 期間 令和2年5月19日から同年6月19日まで